

計量業務の概要

令和 6 年度版
(令和 5 年度実績)



沖縄県計量検定所

目 次

第1章 総 説

1 業 務	1
2 計量行政の管轄区域	1
3 沿 革	2
(1) 国における計量制度の変遷	2
(2) 本県における計量制度の変遷	2
4 組織と職員	4
5 土地・建物	5
6 基準器	6
7 歳入・歳出決算	7
(1) 歳 入	7
(2) 手数料収入の内訳	8
(3) 歳 出	10

第2章 計量関係事業の届出及び登録

1 概 説	11
2 特定計量器製造事業の届出	12
3 特定計量器修理事業の届出	12
4 特定計量器販売事業の届出	14
5 適正計量管理事業所の指定	15
6 計量証明事業の登録	15
7 計量士の登録	17

第3章 検定・検査・立入検査等

1 検 定	18
2 検 査	20
(1) 基準器検査	20
(2) 計量証明検査	21
(3) 特定計量器の定期検査	21
(4) 令和5年度定期検査実績	22

(5) 種類別定期検査実績	22
(6) 令和5年度定期検査市町村別集計表(当所管轄分)	24
(7) 定期検査に代わる計量士による検査(代検査)	25
3 立入検査	28
4 量目検査及び指導	29
5 計量思想の普及	29

参考資料

1 特定市（那覇市）計量関係実績	30
(1) 定期検査実績	30
(2) 種類別定期検査実績	30
(3) 特定計量器立入検査	30
(4) 商品量目立入検査	31
2 計量関係団体	31
3 沖縄県計量協会役員等名簿	32
4 歳入歳出・検定検査個数等の推移	33
(1) 歳入の推移	33
(2) 歳出の推移	34
(3) 検定・検査個数の推移	35

特定計量器とは？

取引又は証明における計量に使用される公算が高いもの、又は主に一般消費者の生活で使用されている計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして計量法施行令第2条で定められたものを特定計量器といいます（計量法第2条第4項）。

特定計量器には、タクシーメーター、質量計（非自動はかり、分銅等）、温度計、電力量計、ガスメーター、水道メーター、圧力計、ガソリンメーター、濃度計、騒音計、振動計、浮ひょうなどがありますが、当計量検定所では特定計量器に関する業務として、タクシーメーターの装置検査、質量計の検定・定期検査、水道メーターの検定、ガソリンメーターの検定を行っています。

第 1 章 総 説

1 業 務

当所は、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に基づく計量に関する事務を行うため、沖縄県行政組織規則（昭和 49 年 3 月 30 日規則第 18 号）第 150 条第 1 項により設置された行政機関であり、特定計量器の検定、定期検査等の業務を行っています。

また、当所の管轄区域は、宮古・八重山事務所管轄区域を除く沖縄県一円であり、業務内容は次のとおりです。

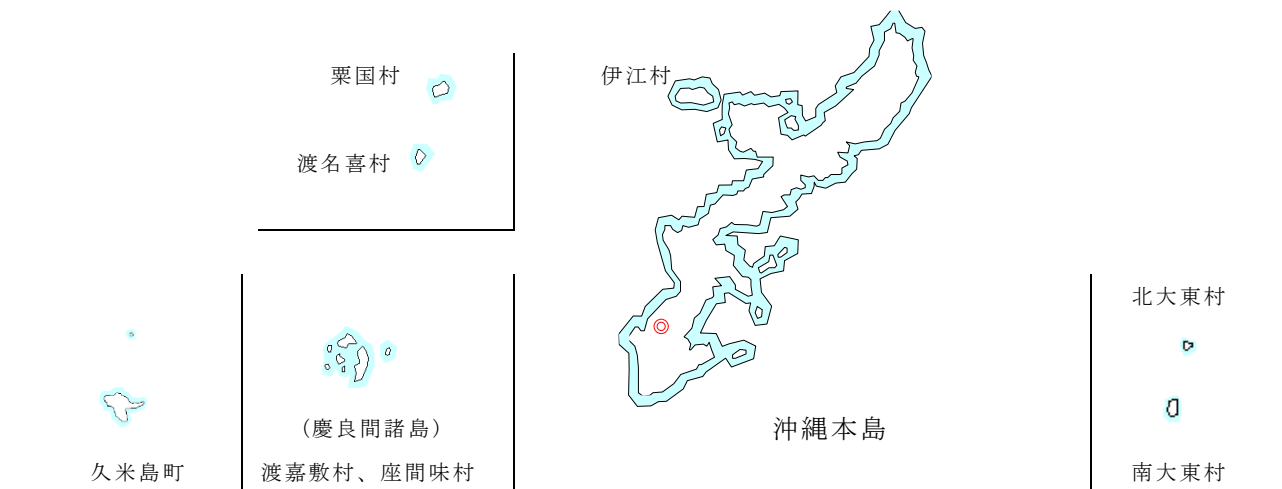
- （１）計量関係事業の登録及び届出に関すること。
- （２）計量思想の普及に関すること。
- （３）特定計量器の検定に関すること。
- （４）特定計量器の定期検査に関すること。
- （５）基準器検査に関すること。
- （６）商品量目の適正指導に関すること。
- （７）その他計量に関すること。
- （８）庶務に関すること。

2 計量行政の管轄区域

区 分	所 在 地	管 轄 区 域
計 量 検 定 所	南風原町字新川 272-5	宮古・八重山事務所管轄区域を除く 沖縄県一円
宮 古 事 務 所 総 務 課	宮古島市平良字西里 1125	宮古島市、多良間村
八 重 山 事 務 所 総 務 課	石垣市字真栄里 438-1	石垣市、竹富町、与那国町

〔縮尺、配置は実際と異なります〕

伊是名村、伊平屋村



3 沿 革

(1) 国における計量制度の変遷

- | | |
|------------------|---|
| 大宝 1 年 (701 年) | 大宝律令の制定<我が国初の ^{どりょうこう} 度量衡制度の確立>
中国 (唐) の制度を手本にした度量衡制度発足 |
| 文禄 3 年 (1594 年) | 太閤検地<古代制度の全面的見直し>
豊臣秀吉が米納中心の貢租制度確立 |
| 明治 24 年 (1891 年) | 度量衡法制定<近代的な計量制度の確立>
・尺貫法とともにメートル法を公認。基本単位「尺と貫」
・営業に使用する計量器を検定の対象とし、製造・販売事業に
免許制を導入 |
| 明治 43 年 (1910 年) | 電気測定法制定<電気計器の検定開始> |
| 大正 10 年 (1921 年) | 度量衡法改正
メートル法に統一。基本単位「メートル」「キログラム」 |
| 昭和 23 年 (1947 年) | 地方自治法施行
地方計量行政職員が、国から地方公務員に身分移行 |
| 昭和 26 年 (1951 年) | 計量法制定<計量単位の拡大>
・単位の対象拡大 (度量衡中心から熱量、濃度等加える)
・メートル法の推進 |
| 昭和 31 年 (1956 年) | 地方自治法改正
計量検定所が必置地方行政機関へ |
| 昭和 34 年 (1959 年) | 計量法改正
一般の商取引をメートル法に統一 |
| 昭和 41 年 (1966 年) | 計量法施行法第 3 条の政令制定
土地・建物の取引もメートル法に統一 |
| 昭和 41 年 (1966 年) | 計量法改正<明治以来の計量器規制改正>
・電気測定法との統合
・規制対象計量器の削減
・製造事業を許可制から登録制へ |
| 平成 5 年 (1993 年) | 計量法全面改正<現行計量法の制定>
・計量単位の国際 (SI) 単位系への統一
・トレーサビリティ (JCSS) 制度の導入 |
| 平成 5 年 (1993 年) | 地方自治法改正
計量検定所が必置地方行政機関から削除 |
| 平成 11 年 (1999 年) | 計量法改正<地方分権一括法改正>
・計量法上の地方自治体の事務を機関委任事務から自治事務・
検定等業務へ
・地方自治体職員の計量教習の受講義務の廃止 |

(2) 本県における計量制度の変遷

先の大戦によって本県は大きな戦災を被り、すべての記録が消失したため、計量検定所の前身である度量衡検査所がいつごろ設置され、計量業務が開始されたのか、はっきりしません。

しかし、計量百年史に収録された大日本度量衡会会員名簿 (明治 30 年 1 月現在) に、沖縄県度量衡常置検査所、検査官 仲吉朝助の氏名が記載されていることから、度量衡常置検査所が設置されたのは、それ以前であると考えられます。

また、『沖縄現代史』によると、明治 41 年 11 月、県令をもって度量衡取締規則を發布し、専門技術者を配置、度量衡常置検定所が設置されています。その後において沖縄県度量衡常置検定所と改称し、幾多の変遷を挙げて昭和 14 年頃には、主任 1 名、検査官 4 名、給仕 1 名が配置され、計量行政が行われていました。昭和 20 年 4 月 1 日、米軍上陸により、度量衡常置検定所の機能は消滅しました。

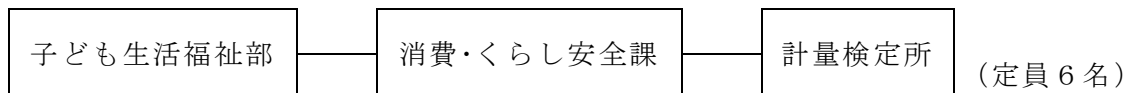
なお、戦後における当所の沿革は、次のとおりです。

昭和 25 年	群島政府発足 { 沖縄 (11 月 4 日)、宮古 (11 月 18 日)、八重山 (11 月 7 日)、奄美 (11 月 25 日) } 度量衡条例 (各群島) 公布
昭和 26 年 5 月	各群島政府に度量衡検定所設置
昭和 27 年 4 月 1 日	琉球政府の発足に伴い、各群島政府の度量衡検定所を統合し、商工局琉球度量衡検定所と改称。宮古、八重山、奄美に支所を設置し、それぞれ計量担当者 1 名を配置
昭和 28 年 4 月 1 日	商工局琉球度量衡検定所は経済局琉球計量検定所に改称
昭和 28 年 11 月 27 日	琉球計量法の公布
昭和 28 年 12 月 25 日	奄美の祖国復帰に伴い、奄美支所を廃止
昭和 40 年 8 月 1 日	経済局琉球計量検定所は通商産業局計量検定所に改称
昭和 47 年 5 月 15 日	祖国復帰に伴い琉球政府は沖縄県に改称 琉球政府通商産業局計量検定所は沖縄県労働商工部計量検定所に改称、計量法 (昭和 26 年法律第 207 号) 適用 宮古、八重山両支庁の総務課に計量担当職員各 1 名配置
昭和 54 年 8 月 1 日	労働商工部計量検定所は商工観光部計量検定所に改称
昭和 55 年 4 月 1 日	南風原町新川 272 番地の 5 に計量検定所の独立庁舎を新築し、那覇市寄宮 312 番地から移転
昭和 58 年 4 月 1 日	商工観光部計量検定所は商工労働部計量検定所に改称
平成 5 年 11 月 1 日	新計量法施行 (平成 4 年法律第 51 号)
平成 10 年 4 月 1 日	組織改正に伴い商工労働部計量検定所は文化環境部計量検定所に改称
平成 12 年 4 月 1 日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例 (平成 12 年 3 月 31 日沖縄県条例第 9 号) 施行 (地方自治法及び計量法の改正に伴う)
平成 12 年 10 月 13 日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例 (平成 12 年 10 月 13 日沖縄県条例第 67 号) 施行
平成 21 年 4 月 1 日	組織改正に伴い、宮古及び八重山の両支庁総務・観光振興課をそれぞれ宮古事務所総務課、八重山事務所総務課に改称
平成 22 年 4 月 1 日	組織改正に伴い文化環境部計量検定所は環境生活部計量検定所に改称
平成 25 年 4 月 1 日	沖縄県特定計量器の検定、定期検査等手数料条例の一部を改正する条例 (平成 25 年 3 月 30 日沖縄県条例第 17 号) 施行
平成 26 年 4 月 1 日	組織改正に伴い、環境生活部計量検定所は子ども生活福祉部計量検定所に改称

- 参考文献 1. 『計量百年史』 (社) 日本計量協会 昭和 53 年発行 P254 参照
2. 『沖縄現代史』 真境名 安興 著 琉球新報社 1967 年発行
第四編第五章 産業の発達 度量衡 P378 参照

4 組織と職員（令和5年4月1日現在）

（１）組織



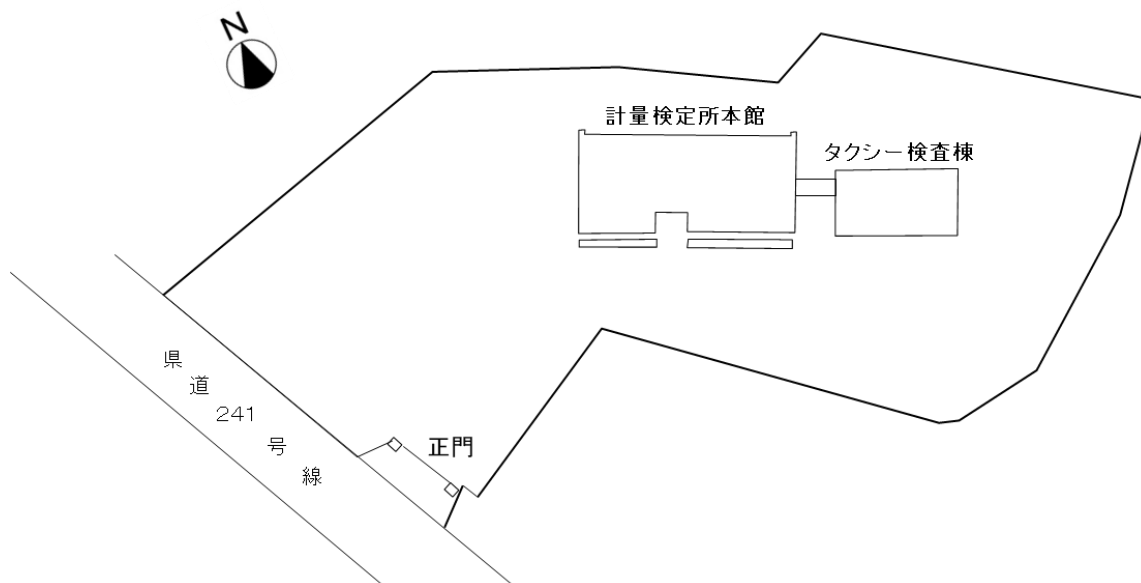
（２）職員の配置状況

職 名	区分	主 な 所 掌 事 務
所 長	技術	1. 所の事務を掌握、所員の指揮監督に関すること
副 所 長	技術	1. 検定、検査等の業務割当に関すること 2. 事業の全体計画及びその推進に関すること 3. 出納員の事務に関すること 4. 所の予算・決算及び財産管理等の総括 5. 計量思想の普及及び計量記念日事業に関すること
主 査	事務	1. 予算、経理、一般庶務に関すること
主 任	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 2. タクシーメーター装置検査関係事務 3. 特定計量器（タクシーメーター）の届出等関係事務 3. 電気・水道・ガスメーター実態調査に関すること 4. 検定証印の受入・返納及び管理に関すること 5. 全国・九州の行政会議、技術会議等に関すること
技 師	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 2. 基準器の管理に関すること 3. 水道メーター検定関係事務 4. 計量士・計量証明事業の登録及び立入検査に関すること 5. 特定計量器（水道メーター、濃度計）の届出等関係事務 6. 証紙収納関係事務
技 師	技術	1. 特定計量器の検査、検定業務（共通業務） 2. 燃料油メーター検定関係事務 3. 特定計量器（はかり、燃料油メーター、液化石油ガスメーター）の届出等関係事務 4. はかり定期検査関係事務 5. 代検査業務に関すること 6. 商品量目の適正化指導及び立入検査に関すること 7. 適正計量管理事業所の指定及び立入検査に関すること

5 土地・建物

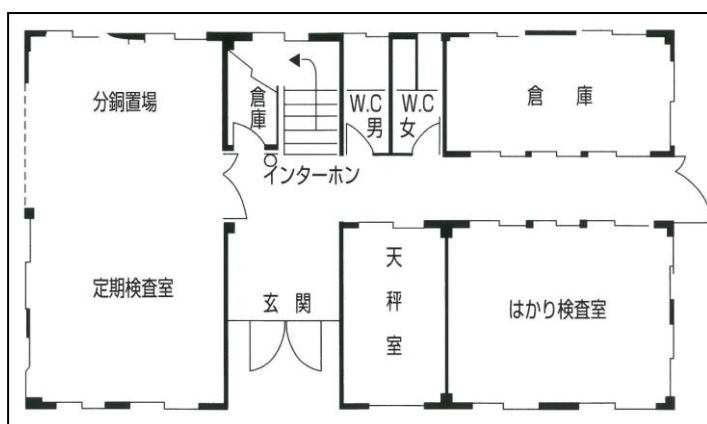
- ・所在地 沖縄県南風原町字新川 272-5
- ・敷地 3,488.41 m²
- ・建物 本館 鉄筋コンクリート2階建て 443.6 m²
 タクシー検査棟 鉄筋コンクリート平屋建て 98.0 m²
- ・建設期間 昭和54年11月着工、昭和55年3月竣工

(1) 計量検定所平面図

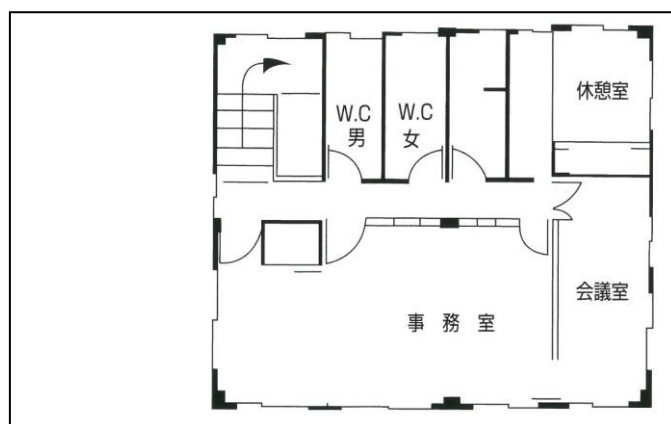


(2) 本館及びタクシー検査棟平面図

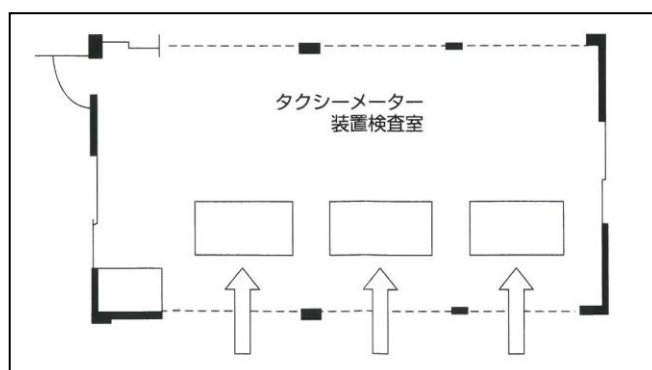
(本館1階)



(本館2階)



(タクシー検査棟)



6 基準器（令和5年4月現在）

設 備 器 具 名	数 量	備 考
基準巻尺	1 個	5m／10cm
タクシメーター装置検査用基準器	3 台	1m×2 台、2m×1 台
基準台手動はかり	1 "	1000kg／50g
特級基準分銅	1 組	10kg／1mg
一級基準分銅	1 "	10kg～1g
"	1 "	5kg～1mg
"	1 "	10kg～1mg
一級実用基準分銅	75 個	20kg×25 個 10kg×50 個
二級基準分銅	65 "	1t×50 個、500kg×15 個
"	46 "	20kg～500g
"	4 組	100g～10mg
"	2 "	200g～1mg
二級実用基準分銅	12 個	10kg～500g
"	50 個	20 kg
基準ガラス製温度計	1 "	0℃、34℃～43℃／0.05℃
"	1 "	0℃、33℃～43℃／0.05℃
"	1 "	－2℃～52℃／0.1℃
基準プラスチック	1 "	10 リットル
"	1 "	5000 ミリリットル
"	1 "	1000 ミリリットル
"	1 "	500 ミリリットル
"	1 "	200 ミリリットル
"	1 "	100 ミリリットル
液体メーター用基準タンク	1 "	10.0 リットル
"	1 "	5.0 リットル
液体タンク用基準タンク	1 "	10.0 リットル
液化石油ガス用基準浮ひょう型密度計	1 "	0.500～0.650g／cm ³

7 歳入・歳出決算

(1) 歳入

年 度 科 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度
(款) 使用料及び手数料 (項) 使用料 (目) 商工労働使用料 (節) 土地使用料 (項) 手数料 (目) 商工労働手数料 (節) 定期検査等手数料 (集合場所検査) (項) 証紙収入 (目) 証紙収入 (節) 証紙収入	9,614,140 3,000 3,000 3,000 663,840 663,840 663,840 8,947,300 8,947,300 8,947,300	9,632,210 3,000 3,000 3,000 905,950 905,950 905,950 8,723,260 8,723,260 8,723,260	9,367,780 3,000 3,000 3,000 675,050 675,050 675,050 8,689,730 8,689,730 8,689,730
(款) 諸収入 (項) 雑入 (目) 雑入 (節) 計量検定所旅費 (節) 雑入	177,199 177,199 177,199 154,270 22,929	172,772 172,772 172,772 153,650 19,122	290,412 290,412 290,412 260,251 30,161
合 計	9,791,339	9,804,982	9,658,192

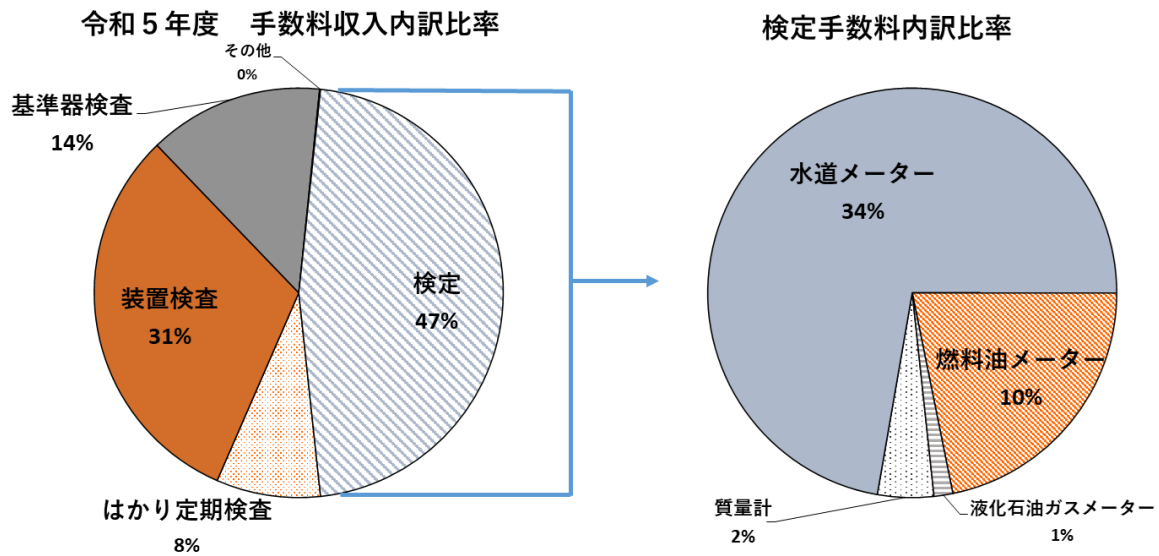
(2) 手数料収入の内訳

ア. 計量検定所

(単位：円)

事 項		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計 量 証 明 事 業 登 録	件 数	3	4	2
	金 額	161,400	7,000	107,600
計 量 証 明 事 業 登 録 証 の 交 付	件 数	0	0	0
	金 額	0	0	0
適 正 計 量 管 理 事 業 所 の 指 定	件 数	0	0	0
	金 額	0	0	0
基 準 器 検 査	個 数	519	582	540
	金 額	1,277,180	1,426,720	1,279,170
計 量 証 明 検 査	件 数	0	0	0
	金 額	0	0	0
は かり 定 期 検 査 (集合・所在場所検査)	個 数	678	877	640
	金 額	773,040	974,450	762,650
装 置 検 査	個 数	4,169	4,199	4,136
	金 額	2,918,300	2,939,300	2,895,200
検 定	個 数	36,715	33,627	38,619
	金 額	4,477,220	4,271,740	4,313,360
内 訳	(質 量 計)	個 数	(48)	(42)
		金 額	(238,650)	(191,400)
	(水 道 メ ー タ ー)	個 数	(36,062)	(32,996)
		金 額	(2,952,370)	(3,117,610)
	(燃 料 油 メ ー タ ー)	個 数	(595)	(547)
		金 額	(1,222,200)	(940,350)
	(液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー)	個 数	(10)	(10)
		金 額	(64,000)	(64,000)
	そ の 他	件 数	10	25
		金 額	4,000	10,000
合 計	件数又は個数	42,094	39,314	43,954
	金 額	9,611,140	9,629,210	9,364,780

注) 基準器検査個数には県保有基準器の検査個数も含む。



イ. 宮古事務所 (参考)

(単位: 円)

事 項			令和3年度	令和4年度	令和5年度
は かり 定 期 検 査	件 数		161	202	94
	金 額		286,220	287,750	218,820
装 置 検 査	件 数		183	176	177
	金 額		128,100	123,200	123,900
検 定	件 数		43	31	11
	金 額		104,050	92,850	22,550
合 計	件数又は個数		387	409	282
	金 額		518,370	503,800	365,270

ウ. 八重山事務所 (参考)

(単位: 円)

事 項			令和3年度	令和4年度	令和5年度
は かり 定 期 検 査	件 数		57	155	59
	金 額		49,200	170,600	51,100
装 置 検 査	件 数		348	289	290
	金 額		243,600	202,300	203,000
検 定	件 数		14	44	22
	金 額		28,700	117,300	53,900
合 計	件数又は個数		419	488	371
	金 額		321,500	490,200	308,000

(3) 歳出（人件費除く）

(款) 商工費 (項) 鉱工業費 (目) 計量検定費

(単位：円)

項目	科目	年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
計量検定所運営費	報酬			1,821,250	1,906,203
	職員手当等			234,436	277,579
	旅 費	0		15,840	0
	需用費	876,431		1,097,338	1,292,415
	(食糧費)	(0)		(0)	(0)
	(消耗品費)	(259,978)		(565,340)	(289,908)
	(燃料費)	(0)		(0)	(0)
	(印刷製本費)	(76,949)		(129,817)	(61,610)
	(光熱水費)	(391,224)		(402,181)	(362,794)
	(修繕料)	(148,280)		(0)	(578,103)
	役 務 費	173,084		133,035	128,226
	(通信運搬費)	(168,884)		(128,835)	(124,026)
	(手数料)	(4,200)		(4,200)	(4,200)
	委託料	1,381,600		1,743,020	1,579,850
	使用料及び賃借料	118,800		118,800	118,800
	備品購入費	0		0	0
	(庁用器具費)	(0)		(0)	(0)
	(機械器具費)	(0)		(0)	(0)
	小 計	2,549,915		5,163,719	5,303,073
計量検定取締費	報酬	1,720,080		1,725,600	1,968,732
	職員手当等	369,968		355,740	392,335
	旅 費	400,860		1,020,410	969,772
	(普通旅費)	(379,300)		(983,060)	(935,652)
	(費用弁償)	(21,560)		(37,350)	(34,120)
	需用費	1,836,481		2,065,935	4,545,764
	(食糧費)	(0)		(0)	(0)
	(消耗品費)	(69,905)		(147,907)	(399,152)
	(燃料費)	(152,054)		(188,110)	(178,218)
	(印刷製本費)	(63,250)		(123,123)	(112,200)
	(光熱水費)	(0)		(0)	(0)
	(修繕料)	(1,551,272)		(1,606,795)	(3,856,194)
	役 務 費	169,243		218,463	86,155
	(通信運搬費)	(89,006)		(162,006)	(18,058)
	(手数料)	(5,287)		(3,487)	(6,687)
	(火災保険料)	(0)		(0)	(0)
	(自動車損害保険料)	(74,950)		(52,970)	(61,410)
	委託料	198,000		198,000	198,000
	使用料及び賃借料	317,463		242,614	316,157
	備品購入費	5,170,000		115,500	5,498,900
	(庁用器具費)	(0)		(0)	(0)
	(機械器具費)	(5,170,000)		(115,500)	(5,498,900)
	負担金、補助及び交付金	26,000		79,000	89,500
	補償、補填及び賠償金	0		0	0
	公 課 費	41,000		8,200	47,400
	小 計	10,249,095		6,029,462	14,112,715
合 計		12,799,010		11,193,181	19,415,788

第2章 計量関係事業の届出及び登録

1 概 説

適正計量を確保するため、特定計量器の製造事業は経済産業大臣への届出、修理事業、販売事業は都道府県知事への届出、計量証明事業は都道府県知事の登録が必要です。

計量関係事業届出及び登録数の総括表 (令和6年3月31日現在)

事業区分 \ 事業別	製造	修理	販売	計量証明	適正計量管理事業所	計
水道メーター第1類	2					2
水道メーター第2類	2					2
タクシーメーター		10				10
質量計第1類		14				14
質量計第2類		14				14
分銅等		8				8
ホッパースケール		7				7
充填用はかり		8				8
コンベアスケール		7				7
自動捕捉式はかり		9				9
その他自動はかり		9				9
自重計		6				6
自動車等給油メーター	(2)	5				7
小型車載燃料油メーター	(2)	4				6
大型車載燃料油メーター	(2)	2				4
定置燃料油メーター等	(2)	2				4
液化石油ガスメーター	(2)	1				3
濃度計第1類		6				6
濃度計第2類		5				5
濃度計第3類		5				5
販売(質量計)			182			182
計量証明(質量)				4		4
計量証明(体積)				1		1
計量証明(濃度(大気))				12		12
計量証明(濃度(水))				18		18
計量証明(濃度(土壌))				18		18
計量証明(音圧レベル)				14		14
計量証明(振動加速度レベル)				14		14
適正計量管理事業所					203	203
合 計	14	122	182	81	203	590

注) 同一事業者が複数の登録等をしているため、登録数等の合計は事業者数と一致しません。

注) () 内数は、従たる事業所。

2 特定計量器製造事業の届出

特定計量器の製造事業を行おうとする者は、計量法第 40 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、経済産業大臣への届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

〔県内業者〕

名 称	所 在 地	事 業 の 区 分
1. 宮城計器株式会社	那覇市壺屋 1-27-6	水道メーター第 1 類、2 類
2. 有限会社那覇量水器	那覇市上間 339-15	〃

〔県外業者〕

名 称	所 在 地	事 業 の 区 分
1. トキコシステムソリューションズ株式会社 沖縄営業所	西原町我謝 241-75 グレイスハイム にしはら 103 号室	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載燃料油メーター 定置燃料油メーター等 液化石油ガスメーター
2. (株)タツノ 沖縄営業所	浦添市前田 3-2-6	〃

3 特定計量器修理事業の届出

特定計量器の修理事業を行おうとする者は、計量法第 46 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事へ届出をしなければなりません。その際、定められた基準に適合する基準器等の検査設備を有することが必要です。

名 称	所 在 地	事 業 の 区 分
1. アサヒメーターシステム	那覇市東町 15-16	タクシーメーター
2. 三和メーター商会	那覇市古波蔵 2-31-24	〃
3. (株)沖電子	那覇市港町 2-16-7	〃
4. 名幸メーター商会	那覇市寄宮 2-30-2	〃
5. (有)泉商事	那覇市安謝 192	〃
6. 沖縄ハイタク事業協同組合	沖縄市松本 6-8-20	〃
7. 東和タクシー(名)	沖縄市八重島 3-11-11	〃
8. 三和交通(株)	南風原町新川 420-6	〃
9. (株)エコ・ピット	宮古島市平良字久貝 686-7	〃
10. 沖縄トヨタ自動車(株) 宮古支店	宮古島市平良下里 1158-1	〃
11. 久場はかり	那覇市天久 1113 D-1	質量計 1 類、2 類
12. 東芝テックソリューションサービス(株) 那覇サービスステーション	那覇市小禄 3-12-13	〃
13. (株)ナカフク	浦添市西洲 2-10-1	〃

14. 沖縄イシダ(株)	那覇市曙 1-13-11	質量計 1 類、2 類、分銅等、充填用はかり、自動補足式はかり、その他自動はかり
15. 沖縄計量器(株)	那覇市港町 2-4-13	質量計 1 類、2 類、分銅等、ホップースケール、充填用はかり、コンベアスケール、自動補足式はかり、その他自動はかり
16. (有)フォーラムサイエンス	宜野湾市志真志 3-8-1	質量計 1 類、2 類、分銅等
17. (有)共和サプライ	那覇市首里儀保町 4-101 503 号	質量計 1 類、2 類、分銅等、ホップースケール、充填用はかり、コンベアスケール、自動補足式はかり、その他自動はかり
18. (株)国際重機	那覇市字安謝 653	質量計 1 類、2 類、ホップースケール、充填用はかり、コンベアスケール、自動補足式はかり、その他自動はかり、自重計
19. (株)九州テラオカ 沖縄営業所	那覇市真地 171 102 号	質量計 1 類、2 類、自動補足式はかり、その他自動はかり
20. 新井ハカリ	中城村字久場 1936-5	質量計 1 類、2 類
21. (株)テクノ・スケール	沖縄市泡瀬 2-36-7	質量計 1 類、2 類、分銅等、ホップースケール、充填用はかり、コンベアスケール、自動補足式はかり、その他自動はかり
22. (有)沖研開発	宜野湾市宜野湾 3-17-1	〃
23. (有)大和サービス	沖縄市松本 6-7-3	自重計
24. 沖縄日野自動車株式会社	豊見城市豊崎 3-68	〃
25. (有)沖縄メンテナンス	八重瀬町後原 1169-1	質量計 1 類、2 類、分銅等、ホップースケール、充填用はかり、コンベアスケール、自動補足式はかり、その他自動はかり
26. (有)サンテクノ	うるま市喜仲 1-1-25	〃

27. Nobu オートサービス	名護市字茂佐 1493	自重計
28. 塩川自動車	本部町字崎本部 3200-1	〃
29. (有)南栄自動車	南城市佐敷津覇古 1191-1	〃
30. 有限会社大成	那覇市港町 2-1-12	質量計 1 類、2 類
31. パイオニア電設(株)	浦添市伊祖 4-21-2	自動車等給油メーター 液化石油ガスメーター
32. 株式会社末吉興業	中城村字津覇 120-3	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター
33. (株)石垣エスエスグループ	石垣市登野城 655-3	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター 大型車載用燃料油メーター 定置燃料油メーター等
34. (有)日本防災技研	石垣市真栄里 448-5	〃
35. 合名会社 宮古給油所	宮古島市平良字西里 841-3	自動車等給油メーター 小型車載燃料油メーター
36. (有)沖縄小堀電機	浦添市伊祖 3-1-7	濃度計 1 類、2 類、3 類
37. (株)電協エンジニアリング	うるま市石川 2313-4	〃
38. 沖縄プラント工業(株)	浦添市牧港 4-11-3	〃
39. J-POWER ジェネレーションサー ビス株式会社	うるま市石川赤崎 3-4-1	〃
40. 沖縄非破壊検査(株)	沖縄市泡瀬 3-39-7	〃
41. (有)総検エンジニア	沖縄市美原 2-15-1	濃度計 1 類

4 特定計量器販売事業の届出

特定計量器のうち質量計（非自動はかり（家庭用特定計量器を除く）、分銅及びおもり）の販売の事業を行おうとする者は、計量法第 51 条の規定に基づき、都道府県知事へ届出をしなければなりません。届出を受けるためには、店舗を有し、計量販売に関する一定の知識を有することが必要です。

事業区分	質量計
計量検定所	173
宮古事務所	2
八重山事務所	7

5 適正計量管理事業所の指定

特定計量器を使用する事業所であって、適正な計量管理を行うものは計量法第 127 条の規定に基づき、適正計量管理事業所として経済産業大臣又は都道府県知事の指定を受けることができます。適正計量管理事業所では使用する特定計量器を計量士が定期的に検査し、当該事業所における計量管理の方法について知事の行う検査を受けなければなりません。指定の区分は、次のとおりです。

- (1) 経済産業大臣が指定するもの・・・国の適正計量管理事業所
- (2) 都道府県知事が指定するもの・・・上記以外の事業所

適正計量管理事業所の指定状況（特定市含む）

指定区分	事業所の名称	所在地	事業所数
沖縄県知事	日本郵便株式会社	県内一円 (特定市を除く)	165
〃	〃	那覇市	38

6 計量証明事業の登録

運送、寄託又は売買の目的たる貨物の積卸し又は入出庫に際して行うその貨物の計量上の証明及び濃度、音圧レベル、振動加速度レベルの計量上の証明の事業を行おうとする者は、計量法第 107 条の規定に基づき、事業の区分ごとに、都道府県知事の登録を受けなければなりません。

登録を受けるためには、定められた基準に適合する証明用の特定計量器を備え、計量管理を職務とする計量士等をおくことが必要です。

(1) 登録状況

事業者名	事業所の所在地	事業の区分
1. (株)拓琉金属	浦添市港川 495-9	質量
2. 第一食糧(株)	那覇市港町 3-6-18	質量
3. (一社)全沖縄検数協会	那覇市港町 2-12-18	質量、体積
4. (株)真	恩納村字山田 1987-2	質量
5. (株)沖縄環境保全研究所	うるま市字州崎 7-11	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
6. (一財)沖縄県環境科学センター	浦添市経塚 720	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
7. (株)沖縄環境分析センター	宜野湾市真栄原 3-7-24	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
8. (株)沖縄環境科学研究所	宜野湾市新城 1-24-13	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル

9. (有)沖縄環境技術センター	宜野湾市大山 1-8-5	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
10. 沖縄県生コンクリート工業組合	那覇市港町 2-14-1	濃度(水・土壌)
11. (株)イーエーシー	浦添市屋富祖 3-34-17	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
12. (株)南西環境研究所	西原町字東崎 4-4	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
13. (一財)沖縄県公衆衛生協会	南城市大里字大里 2013	濃度(水・土壌)
14. 沖縄環境調査(株)	那覇市安謝 2-6-19	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
15. 株式会社 沖縄構造設計	うるま市字州崎 12-57	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
16. (株)沖縄環境経済研究所	うるま市字州崎 12-57	音圧レベル 振動加速度レベル
17. (株)沖縄環境地域コンサルタント	浦添市伊祖 1-22-3-2F	濃度(大気、水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
18. (株)沖縄チャンドラー	那覇市曙 3-18-26	音圧レベル 振動加速度レベル
19. 琉球環境リサーチ(株)	沖縄市知花 5-16-23	濃度(水・土壌)
20. (株)沖縄エネテック	浦添市牧港 5-2-1	濃度(大気・水・土壌)
21. (株)サステナ・アプローチ	宜野湾市我如古 3-22-1 C-1	濃度(水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル
22. (株)環境技建ウェーブ	那覇市寄宮 3-12-13	濃度(水・土壌)
23. (株)総合水研究所	国頭郡本部町字謝花 88	濃度(水・土壌)
24. (株)総合環境研究機構	中頭郡西原町字翁長 165-2	濃度(大気・水・土壌) 音圧レベル 振動加速度レベル

(2) 事業者数及び証明件数(令和5年度)

事業の区分	計量証明事業者数	証明件数
質量	4	275
体積	1	0
濃度(大気)	12	964
濃度(水)	18	7,806
濃度(土壌)	18	1,077
音圧レベル	14	74
振動加速度レベル	14	51

7 計量士の登録

計量士は、計量器の整備、計量の正確の保持、計量方法の改善その他適正な計量の実施を確保するために必要な措置を講ずることを職務としています。計量士になろうとする者は、計量法第 122 条の規定に基づき、計量士の区分に従い、経済産業大臣の登録を受ける必要があります。

(1) 登録条件

ア. 計量士国家試験に合格し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者。

イ. 国立研究開発法人産業技術総合研究所計量研修センターの課程を修了し、かつ、計量士の区分に応じて経済産業省令で定める実務の経験その他の条件に適合する者であって、計量行政審議会が前号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認めた者。

(2) 計量士の登録状況（令和 6 年 3 月 31 日現在）

ア. 一般計量士	32 名
イ. 環境計量士（濃度）	107 名
ウ. 環境計量士（騒音・振動）	48 名

第3章 検定・検査立入検査等

1 検 定

取引・証明に使用される特定計量器は、その特定計量器の区分により経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関が実施する検定に合格し、検定証印（タクシーメーターは装置検査証印）が付されたものか、指定製造事業者が製造し、基準適合証印が付されたものでなければ使用できません。

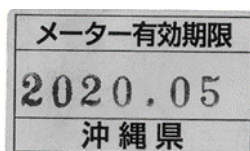
また、特定計量器によっては、検定等の有効期間が定められており、この期間を経過したものは、改めて検定等に合格しなければ使用できません。



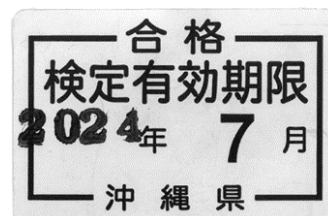
装置検査証印



検定証印



装置検査合格シール



燃料油メーター・液化石油ガスメーター用
合格シール

(メーターの有効期間)

タクシーメーター	1 年
水道メーター	8 年
自動車等給油メーター	7 年
小型・大型車載燃料油メーター	5 年
液化石油ガスメーター	4 年
ガスメーター	7 年又は 10 年



タクシーメーター装置検査の様子



自動車等給油メーター検定の様子



水道メーター検定の様子

特定計量器の検定及び装置検査実績（過去３年間）

（１）計量検定所

年 度 種 類		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)
タクシーメーター（装置検査）		4,169	150	3.6	4,199	142	3.4	4,136	204	4.9
質量計	電気式はかり	48	2	4.2	44	2	4.5	41	0	0.0
	手動天びん									
	等比皿手動はかり									
	その他の手動はかり									
	ばね式はかり				3	0	0.0	1	0	0.0
	手動指示併用はかり									
	その他の指示はかり									
小 計		48	2	4.2	47	2	4.3	42	0	0.0
水道メーター	水道メーター（40mm以下）	36,062	2,339	6.5	32,996	1,939	5.9	38,114	2,285	6.0
	水道メーター（40mm超え）									
	小 計	36,062	2,339	6.5	32,996	1,939	5.9	38,114	2,285	6.0
燃料油メーター	自動車等給油メーター	531	0	0.0	474	1	0.2	352	1	0.3
	小型車載燃料油メーター	27	0	0.0	18	0	0.0	17	0	0.0
	大型車載燃料油メーター	36	0	0.0	55	0	0.0	79	1	1.3
	簡易燃料油メーター									
	定置燃料油メーター	1	0	0.0				5	1	20.0
	小 計	595	0	0.0	547	1	0.2	453	3	0.7
液化石油ガスメーター		10	0	0.0	37	0	0.0	10	0	0.0
合 計		40,884	2,491	6.1	37,826	2,084	5.5	42,755	2,492	5.8

表中空欄：対象なし

（２）宮古事務所

年 度 種 類		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)
タクシーメーター（装置検査）		183	0	0.0	176	0	0.0	177	0	0.0
質量計	電気式はかり等	2	0	0.0	1	0	0.0			
	小 計	2	0	0.0	1	0	0.0			
燃料油	自動車等給油メーター	35	0	0.0	10	0	0.0			
	小型車載燃料油メーター	3	0	0.0				3	0	0.0
	大型車載燃料油メーター	3	0	0.0	3	0	0.0	8	0	0.0
	簡易燃料油メーター				13	0	0.0			
	定置燃料油メーター									
	小 計	41	0	0.0	26	0	0.0	11	0	0.0
液化石油ガスメーター		0	0	0	4	0	0.0			
合 計		226	0	0.0	207	0	0.0	188	0	0.0

表中空欄：対象なし

（３）八重山事務所

年 度 種 類		令和３年度			令和４年度			令和５年度		
		検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)	検定 個数 (個)	不 合 格 数 (個)	不 合 格 率 (%)
タクシーメーター（装置検査）		348	5	1.4	289	5	1.7	290	2	0.7
質量計	電気式はかり等				2	0	0.0			
	小 計				2	0	0.0			
燃料油	自動車等給油メーター	6	0	0.0	16	0	0.0	8	0	0.0
	小型車載燃料油メーター				6	0	0.0	3	0	0.0
	大型車載燃料油メーター	8	0	0.0	20	0	0.0	9	0	0.0
	簡易燃料油メーター									
	定置燃料油メーター									
	小 計	14	0	0.0	42	0	0.0	20	0	0.0
液化石油ガスメーター								2	0	0.0
合 計		362	5	1.4	333	5	1.5	312	2	0.6

表中空欄：対象なし

2 検 査

(1) 基準器検査

「基準器」とは、計量検定所等が特定計量器の検定・検査を行う際に基準とする、より精度の高い計量器です。また、特定計量器の製造・修理事業者も検査設備として備えている必要があります。基準器は、その精度を保つため種類ごとに有効期間が定められており、より上位の基準器を用いた基準器検査を受けなければなりません。検査に合格した基準器には、下図の基準器検査証印が付されます。

基準器検査証印

.....



基準器検査実績

種 類 \ 年 度	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	検査個数	不合格	検査個数	不合格	検査個数	不合格
タクシーメーター装置検査用基準器	4	0	3	0	2	0
基準台手動はかり	2	0	1	0	0	0
1 級 基 準 分 銅	48	0	54	0	57	0
2 級 基 準 分 銅	259	2	224	0	265	0
3 級 基 準 分 銅	425	0	415	1	431	2
液体メーター用基準タンク	4	0	12	1	9	0
合 計	742	2	709	2	764	2



基準^{ふんどろ}分銅

はかりの検定・検査の基準として使用するおもり(分銅)



基準タンク

燃料油メーター検定等で使用する、体積の基準となるタンク(写真は 10L)



基準台手動はかり

1 t、500kg 分銅等の大型分銅を検査する際、大型分銅と基準分銅との比較に用いる

（２）計量証明検査

計量証明事業者は、計量証明に使用する特定計量器（騒音計・振動レベル計・濃度計）について、政令で定められた期間（３年）ごとに、知事または計量士の行う検査を受けなければなりません。

計量証明検査は、計量管理が的確になされていることを確認するため、検定とは別に行われる計量器の性能及び器差に係わる検査です。



計量証明検査済シール

（３）特定計量器の定期検査

取引又は証明に使用されている特定計量器（非自動はかり、分銅及びおもり）については、不正な計量器を排除し、適正な計量の実施を確保するために２年に１回地区毎に定期検査を実施しています。

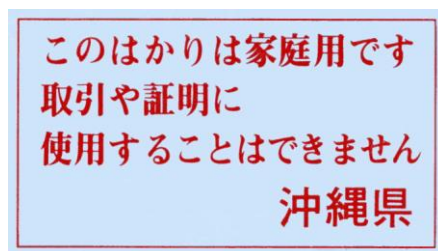
定期検査は、知事が指定した期日、場所で行う集合場所検査と、計量器が土地、建物に取り付けられている場合にその所在場所で行う所在場所検査があります。



はかり 定期検査の様子



定期検査合格シール



家庭用特定計量器の表示



不合格シール

(4) 令和5年度 定期検査実績 (計量検定所、宮古事務所、八重山事務所)

	区 分	検査日数	検査戸数	検査個数	不合格数	不合格率
検 定 所	集合場所・所内検査	25	330	632	42	6.6%
	所在場所検査	2	2	8	0	0.0%
	小 計	27	332	640	42	6.6%
宮 古	集合場所検査	4	27	53	3	5.7%
	所在場所検査	5	14	41	1	2.4%
	小 計	9	41	94	4	4.3%
八 重 山	集合場所検査	14	9	59	0	0.0%
	所在場所検査	0	0	0	0	0.0%
	小 計	14	9	59	0	0.0%
合 計		50	382	793	46	5.8%

(5) 種類別定期検査実績 (過去3年間)

ア. 計量検定所

種 類 \ 年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り	323	10	451	23	330	23
手 動 天 び ん	1	0				
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤	1	0			4	0
ば ね 式 は か り	324	10	420	14	290	19
手 動 指 示 併 用 は か り	2	0	1	0	1	0
そ の 他 の 指 示 は か り	3	0				
分 銅	14	0	5	0	5	0
定 量 お も り						
定 量 増 お も り	10	0			10	0
合 計	678	20	877	37	640	42

表中空欄：対象なし

イ. 宮古事務所

年 度 種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り	100	0	118	1	55	4
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤					1	0
ば ね 式 は か り	54	0	84	0	38	0
手 動 指 示 併 用 は か り						
そ の 他 の 指 示 は か り						
分 銅						
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	154	0	202	1	94	4

表中空欄：対象なし

ウ. 八重山事務所

年 度 種 類	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り	38	0	87	0	20	0
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤						
ば ね 式 は か り	19	0	68	0	39	0
手 動 指 示 併 用 は か り						
そ の 他 の 指 示 は か り						
分 銅						
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	57	0	155	0	59	0

表中空欄：対象なし

(6) 令和5年度 定期検査市町村別集計表(計量検定所管轄分)

表中空欄: 対象なし

市町村	検査戸数	検査個数											合計
		① 電線 気式 低秤 抗	② 手 動 天 秤	③ 等 手 比 動 皿 秤	④ 棒 秤	⑤ そ 手 の 動 他 秤 の	⑥ ば ね 式 秤	⑦ 手 併 動 用 指 秤 示	⑧ そ 指 の 示 他 秤 の	⑨ 分 銅	⑩ 定 お 量 も り	⑪ 定 お 量 も 増 り	
うるま市	7	8					3						11
沖縄市													0
宜野湾市													0
浦添市													0
名護市	57	62				1	61						124
糸満市	32	31					33						64
国頭村													0
大宜味村													0
東村													0
今帰仁村													0
本部町	21	6					27						33
恩納村	8	3					13						16
宜野座村	27	22					25						47
金武町	13	11					11						22
伊江村	17	16					19						35
読谷村													0
嘉手納町													0
北谷町													0
北中城村	6	11					2						13
中城村	13	14				1	5					5	25
西原町													0
豊見城市													0
八重瀬町													0
南城市	21	14					23						37
与那原町	11	9					10						19
南風原町	18	23					7						30
久米島町	43	56				1	30					5	92
渡嘉敷村	10	15				1	1						17
座間味村	16	11					10	1		5			27
粟国村	12	18					10						28
渡名喜村													0
南大東村													0
北大東村													0
伊平屋村													0
伊是名村													0
所内													0
合 計	332	330	0	0	0	4	290	1	0	5	0	10	640

(7) 定期検査に代わる計量士による検査（代検査）

定期検査に代わる計量士による検査は、知事が行う特定計量器の定期検査の代行検査として、計量士に検査の権限を与えた制度です。使用する特定計量器について、計量士による検査を受けた事業所は、知事に定期検査免除届を提出すると、計量器の定期検査が免除されます。

ア．代検査を実施している計量士（令和5年度実績報告のある者）

白川 忠一	上江洲 直	仲里 光秀
高橋 正寿	照屋 寛俊	上江洲 直人
翁長 良樹	仲宗根 聖	又吉 洸太
坂本 和昭		

イ．代検査実績

(i) 計量検定所

種 類 \ 年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り	2,352	11	2,026	11	2,233	46
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤	21	0	21	0	37	3
ば ね 式 は か り	655	1	563	0	565	8
手 動 指 示 併 用 は か り	1	0			1	0
そ の 他 の 指 示 は か り	8	1			1	0
分 銅						
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	3,037	13	2,610	11	2,837	57

表中空欄：対象なし

(ii) 宮古事務所

種 類 \ 年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り			115	1	15	0
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤			7	0	4	0
ば ね 式 は か り			48	0	5	0
手 動 指 示 併 用 は か り						
そ の 他 の 指 示 は か り						
分 銅						
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	0	0	170	1	24	0

表中空欄：対象なし

(iii) 八重山事務所

種 類 \ 年 度	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数	検査個数	不合格数
電 気 式 は か り	36	2	165	1	38	2
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り						
棒 は か り						
そ の 他 の 手 動 秤	4	0	10	0	4	0
ば ね 式 は か り	6	0	91	1	6	0
手 動 指 示 併 用 は か り						
そ の 他 の 指 示 は か り						
分 銅						
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	46	2	266	2	48	2

表中空欄：対象なし

ウ. 令和5年度 代検査市町村別集計表（計量検定所管内）

表中空欄：対象なし

市町村	検査個数											
	① 電線 気式 低秤 抗	② 手 動 天 秤	③ 等 手 比 動 皿 秤	④ 棒 秤	⑤ そ 手 の 動 他 秤 の	⑥ ば ね 式 秤	⑦ 手 併 動 用 指 秤 示	⑧ そ 指 の 示 他 秤 の	⑨ 分 銅	⑩ 定 お 量 も り	⑪ 定 お 量 も 増 り	合 計
うるま市	255				1	90						346
沖縄市	102				1	18						121
宜野湾市	157					31						188
浦添市	217				1	69		1				288
名護市	266				9	80						355
糸満市	340				20	60	1					421
国頭村	4				2	3						9
大宜味村	2											2
東村	21				1	2						24
今帰仁村	14											14
本部町	35					6						41
恩納村	18					15						33
宜野座村	23					5						28
金武町	29					9						38
伊江村	12					3						15
読谷村	34				1	10						45
嘉手納町	8					2						10
北谷町	9											9
北中城村	159					37						196
中城村	98					5						103
西原町	58				1	15						74
豊見城市	28					2						30
八重瀬町	23					8						31
南城市	84					15						99
与那原町	37					10						47
南風原町	171					59						230
久米島町	10					8						18
渡嘉敷村												0
座間味村												0
栗国村	6					3						9
渡名喜村												0
南大東村	3											3
北大東村	3											3
伊平屋村												0
伊是名村	7											7
合 計	2,233	0	0	0	37	565	1	1	0	0	0	2,837

3 立入検査

商取引における計量の適否は県民の経済生活に影響を及ぼすものであります。消費者に不利益を及ぼす諸要素を排除し取引の安全を図るため、計量法第 148 条の規定等に基づき、一般商品、工場、事業場等立入検査を実施しました。

令和 5 年度の立入検査の実績は、次のとおりです。

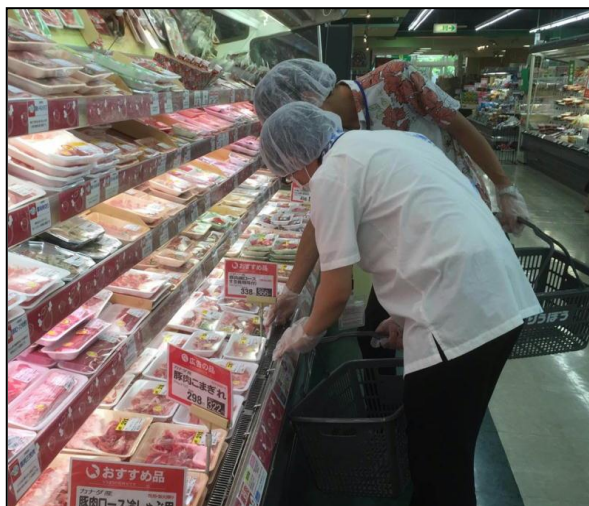
(1) 特定計量器立入検査

種 類	検査戸数	不適正戸数	不適正戸数率	検査個数	不適正個数	不適正個数率
質 量 計	-	-	-	-	-	-
タ ク シ ー メ ー タ ー	-	-	-	-	-	-
ガ ス メ ー タ ー (都 市 ガ ス)	-	-	-	-	-	-
ガ ス メ ー タ ー (石 油 ガ ス)	-	-	-	-	-	-
ガ ス メ ー タ ー (石 油 ガ ス) ※1	-	-	-	-	-	-
水 道 メ ー タ ー	6	1	16.7%	19	2	10.5%
燃 料 油 メ ー タ ー	-	-	-	-	-	-
液 化 石 油 ガ ス メ ー タ ー	6	0	0.0%	18	0	0.0%
電 力 量 計	6	3	50.0%	61	3	4.9%
合 計	18	4	22.2%	98	5	5.1%

(2) 商品量目立入検査

種 別		検査戸数	不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率
食 料 品 スーパ－	肉	2	0	0.0%	30	0	0.0%
	魚	1	0	0.0%	25	0	0.0%
	野菜	2	1	50.0%	50	5	10.0%
	小 計	5	1	20.0%	105	5	10.3%
詰込み事業所		－	－	－	－	－	－
合 計		11	2	18.2%	136	14	4.8%

注) 食料品スーパーの小計の検査戸数および不適正戸数は延べ数



量目立入検査の様子

(3) 事業所への立入検査

区分別	調査戸数	指導戸数	率	主な指摘理由
特定計量器製造事業所	－	－	－	
特定計量器修理事業所	2	0	0.0%	
特定計量器販売事業所	－	－	－	
計量証明事業（一般）	－	－	－	
計量証明事業（環境）	－	－	－	
適正計量管理事業所	－	－	－	
計量士	－	－	－	

4 量目検査及び指導

計量法第 10 条第 1 項は、法定計量単位により取引又は証明における計量をする者に、正確に計量をするよう努めることを義務づけています。

生活関連物資で計量取引される可能性が高い商品などを特定商品と定めています。特定商品にはそれぞれ特定物象量（質量又は体積）が定められ、特定商品を特定物象量により内容量を表示して販売するときは、表記量との差が法令（特定商品の販売に係る計量に関する政令第 3 条）の定める許容範囲（量目公差）を超えて不足することのないように、計量しなければなりません。

令和 5 年度の実績は次のとおりです。

令和 5 年度量目検査実績

対象商品	件 数	改善指導	指導（努力規定）	備考
試買検査	10	9	－	－
優良県産品	38	2	－	沖縄県商工労働部マーケティング戦略推進課からの依頼

5 計量思想の普及

計量記念日事業として、県内各市町村及び特定計量器製造、修理並びに計量証明事業者等に対し、計量記念日ポスター及び「計量のひろば」等のリーフレットを配布し、消費者への計量についての啓発を行いました。

また、計量記念日（11 月 1 日）にイオン南風原店 1 階イベント広場において「計量の広場」を設け、パネルや特定計量器の展示、重さ当てクイズ等により、消費者への計量についての啓発を行いました。

参考資料

1 特定市（那覇市）計量関係実績（令和5年度分）

（1）定期検査実績

区 分	実施延人数	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格 個 数	不合格率
集 合 場 所 検 査	24	6	154	203	10	4.9%
所 在 場 所 検 査						
合 計	24	6	154	203	10	4.9%

（2）種類別定期検査実績

特定計量器の種類	那覇市実績			代検査(那覇市内)		
	検査個数	不合格数	不合格率	検査個数	不合格数	不合格率
電 気 式 は か り	127	7	5.5%	989	35	3.5%
手 動 天 び ん						
等 比 皿 手 動 は か り				1	0	0.0%
棒 は か り						
その他の手動はかり						
ば ね 式 は か り	76	3	3.9%	344	5	1.5%
手動指示併用はかり				2	0	0.0%
その他の指示はかり						
分 銅				8	0	0.0%
定 量 お も り						
定 量 増 お も り						
合 計	203	10	4.9%	1,344	40	3.0%

（3）特定計量器立入検査

種 類	検査 戸数	不適正 戸数	不適正 戸数率	検査 個数	不適正 個数	不適正 個数率
ガスメーター(都市ガス)	10	2	20.0%	2	2	100.0%
ガスメーター(石油ガス)	3	0	0.0%	12	0	0.0%
水 道 メ ー タ ー	10	1	10.0%	44	3	6.8%
電 力 量 計	10	2	20.0%	148	14	9.5%
合 計	33	5	15.2%	206	19	9.2%

(4) 商品量目立入検査

種 別		検査戸数	不適正戸数	率	検査個数	不適正個数	率
食 料 品 スーパ－	肉	6	1	16.7%	65	1	1.5%
	魚	8	1	12.5%	50	5	10.0%
	野菜	6	3	50.0%	100	7	7.0%
	果実	4	1	0.0%	25	2	8.0%
	調理食品	3	0	0.0%	45	0	0.0%
	小 計	27	5	4.4%	285	15	1.4%
詰込み 事業所		－	－	－	－	－	－
合 計		27	5	4.4%	285	15	1.4%

注) 食料品スーパーの計の欄の検査戸数、不適正戸数は延べ数

2 計量関係団体

- (1) 本県の計量協会は、昭和 61 年 3 月 23 日に設立されました。本協会は、計量思想の普及を図り、経済、文化の向上発展に寄与するとともに、会員相互の親睦を図ることを目的とし、地区内において特定計量器の製造、修理、販売を行う事業者、計量証明事業者、計量士など計量関係の個人及び法人をもって組織する任意団体です。

なお、本会の目的を達成するために、次の事業を行っています。

- ① 計量思想の普及啓発を図ること。
- ② 計量の適性確保の指導を助長すること。
- ③ 計量に関する調査、研究を行うこと。
- ④ 講習会、展示会等を開催すること。
- ⑤ 会員の親和、強調を図ること。
- ⑥ 本会の目的達成に必要な事業を行うこと。

本協会の事務局は計量検定所に置き、計量関係団体に対して、これらの事業の推進と育成指導に努めています。

- (2) 本県計量協会の令和 5 年度通常総会において、永年計量関係事業に従事し、又は本協会の発展に多大な功績があった次の者を計量功労者として表彰しました。

田場 哲良

(株)沖縄環境分析センター

伊舎堂 清祐

計量士

3 沖縄県計量協会役員等名簿

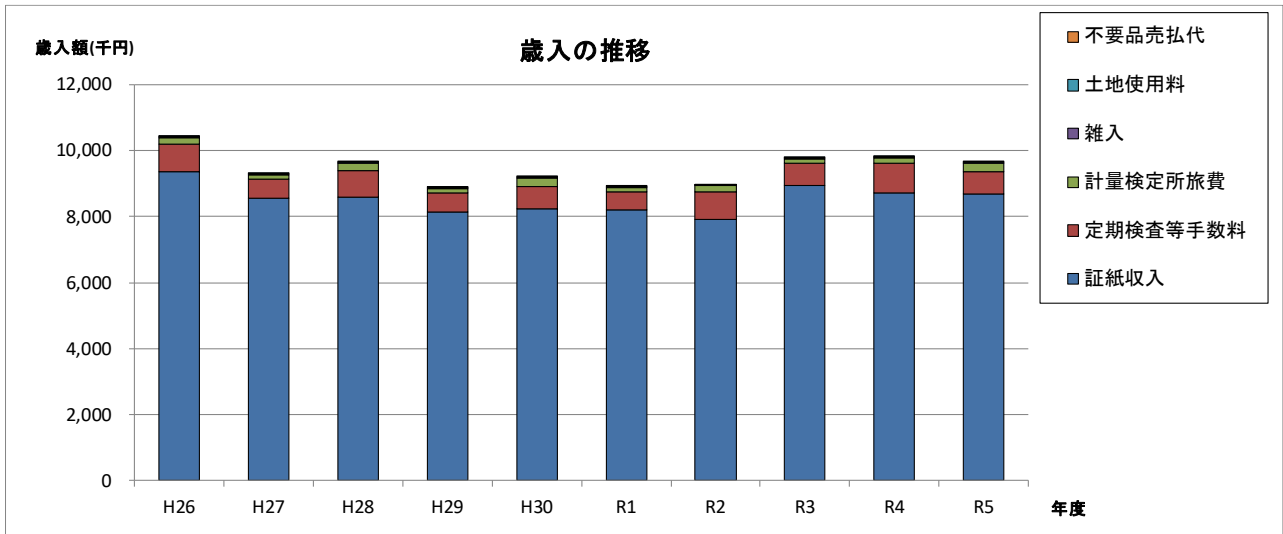
令和5年5月

会 長	儀間 正明	(有)共和サプライ 代表取締役
副会長	宮城 明	宮城計器(株) 代表取締役社長
〃	照屋 寛俊	(株)国際重機 計量士
〃	砂川 智英	(株)沖縄環境分析センター 取締役環境技術部長
理 事	豊見山 安南	(有)泉商事 代表取締役社長
〃	田仲 康彦	久場はかり 代表者
〃	名幸 方徳	名幸メーター商会 代表者
〃	高柳 清明	(株)沖縄環境科学研究所 代表取締役
〃	國吉 幸己	(有)那覇量水器 代表取締役社長
〃	渡久地 博之	(株)沖縄環境分析センター 代表取締役社長
〃	上江洲 直人	(有)サンテクノ 計量士
〃	砂辺 理	(株)沖縄環境保全研究所 生活環境部 部長
監 事	上江洲 茂	(株)南西環境研究所
〃	西平 良博	(有)沖縄環境技術センター 代表取締役
顧 問	知念 清弘	元沖縄県計量検定所 所長
〃	長元 朝顯	(有)共和サプライ 会長
参 与	金城 克也	沖縄県計量検定所 所長

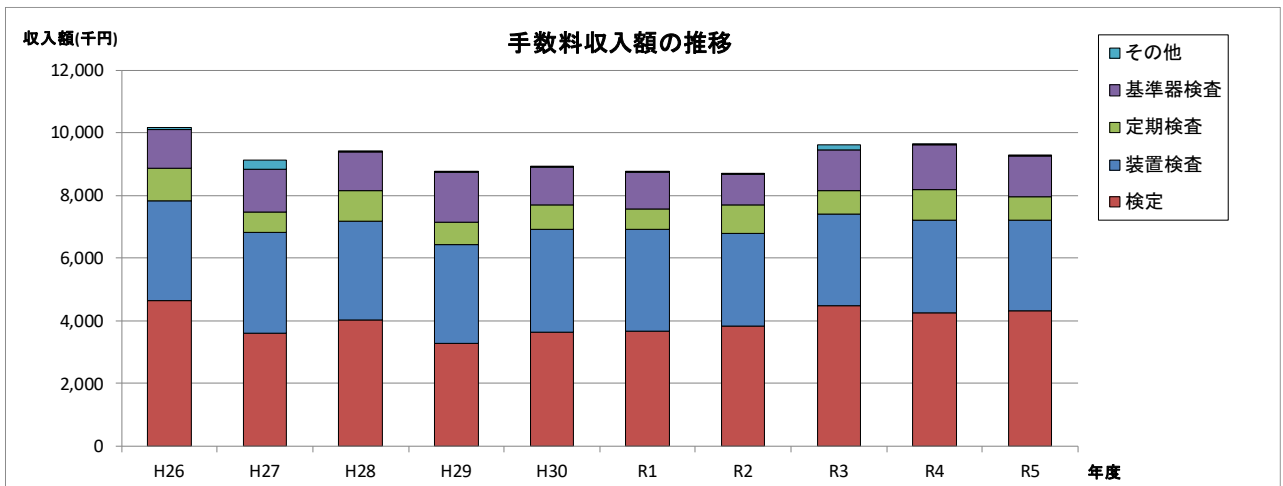
4 歳入歳出・検定検査個数等の推移

(1) 歳入の推移

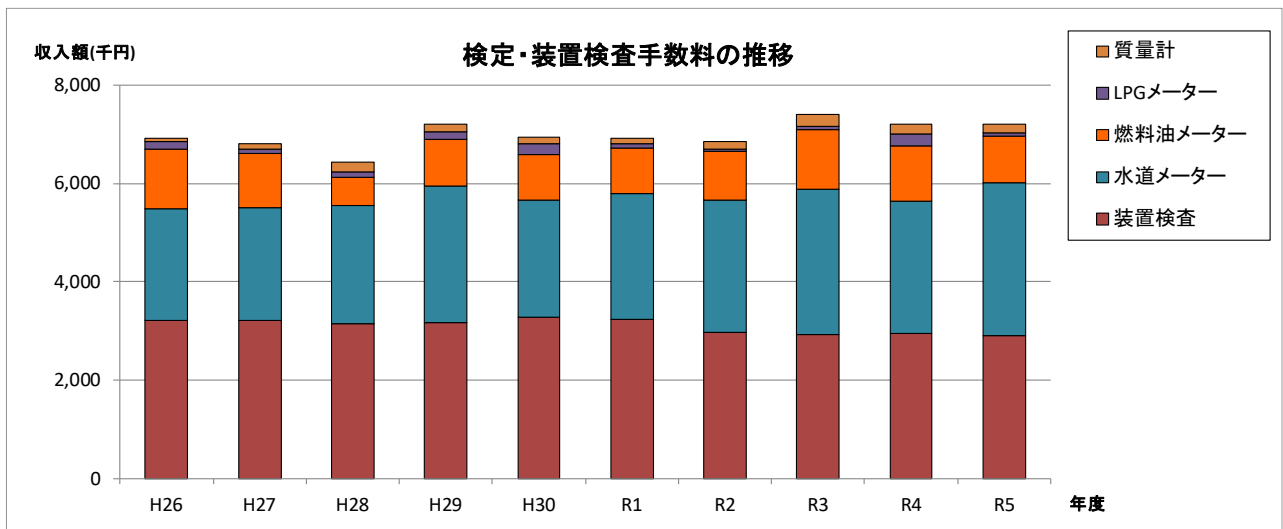
ア. 歳入の推移



イ. 手数料収入額

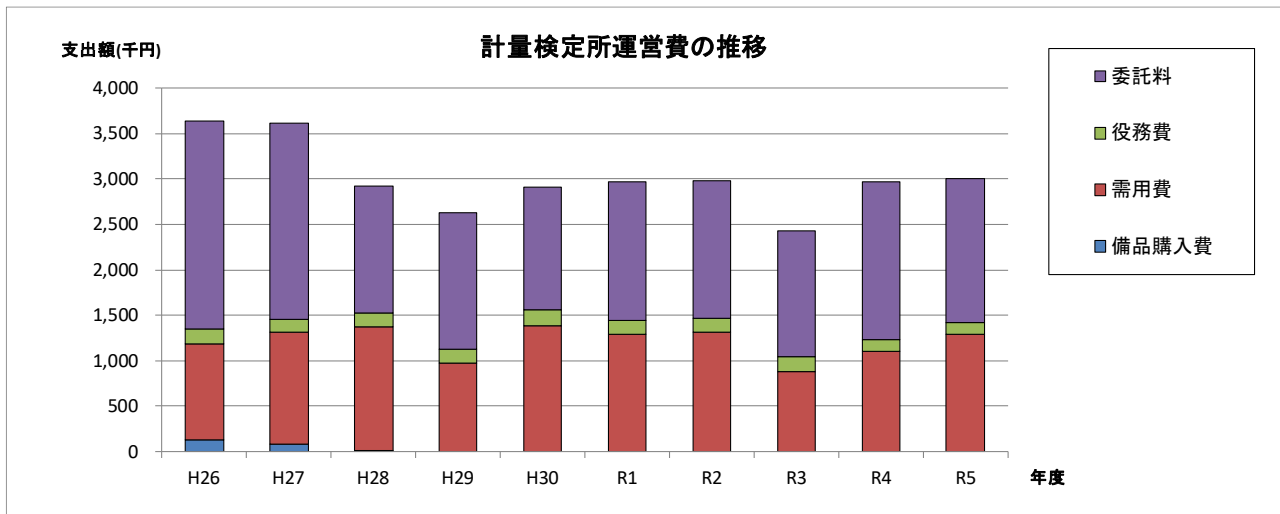


ウ. 検定・装置検査手数料の推移

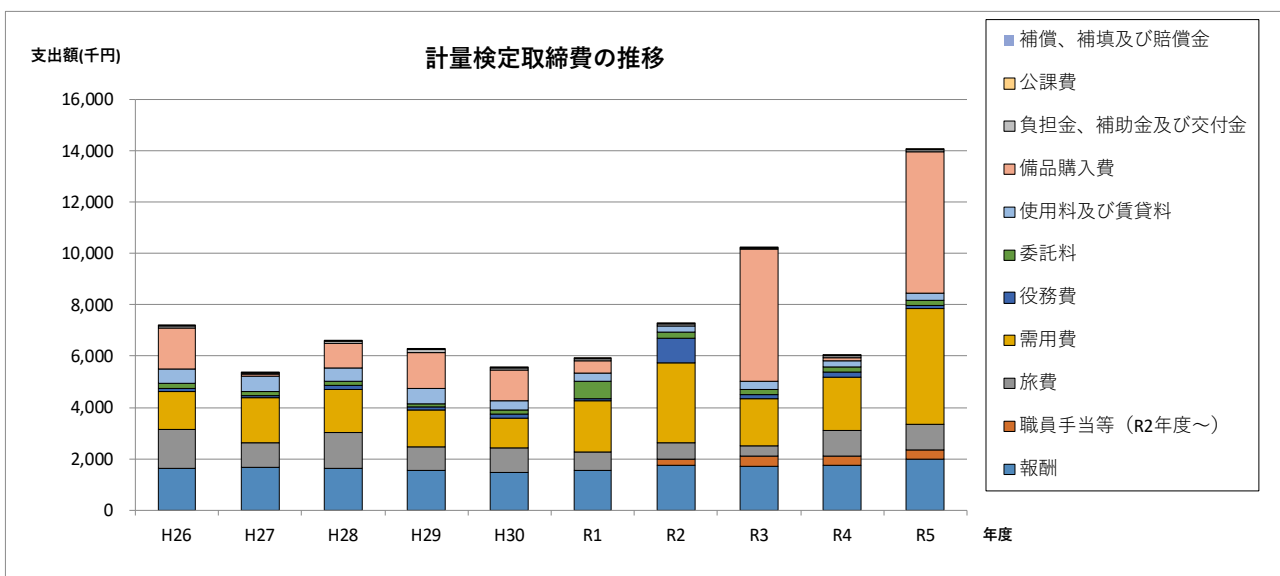


(2) 歳出の推移

ア. 計量検定所運営費の推移

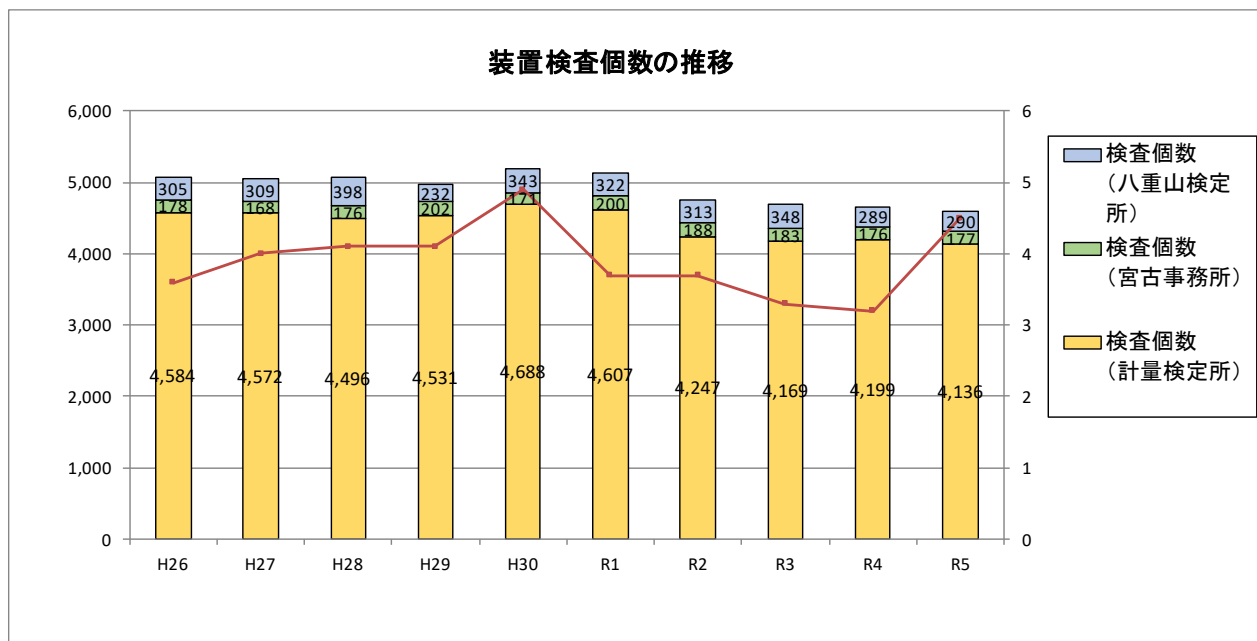


イ. 計量検定取締費の推移

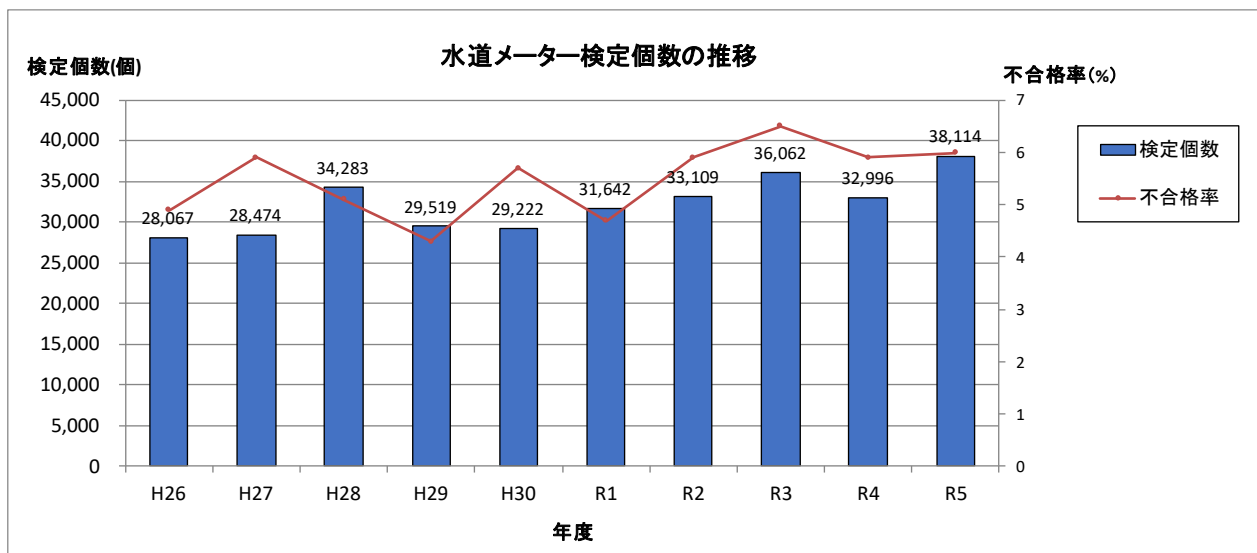


(3) 検定・検査個数等の推移

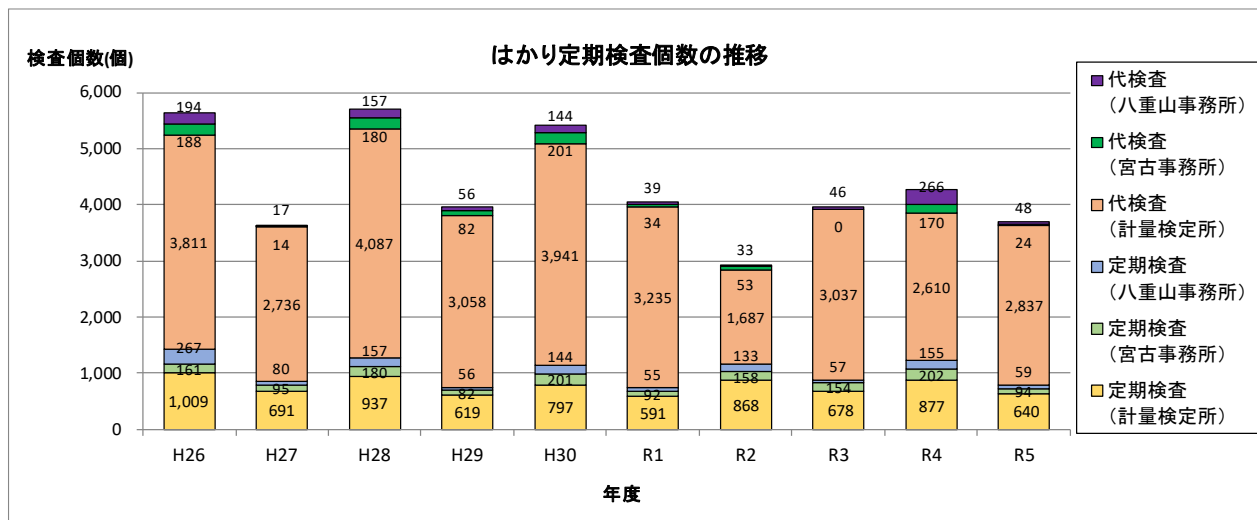
ア. タクシーメーター装置検査個数の推移



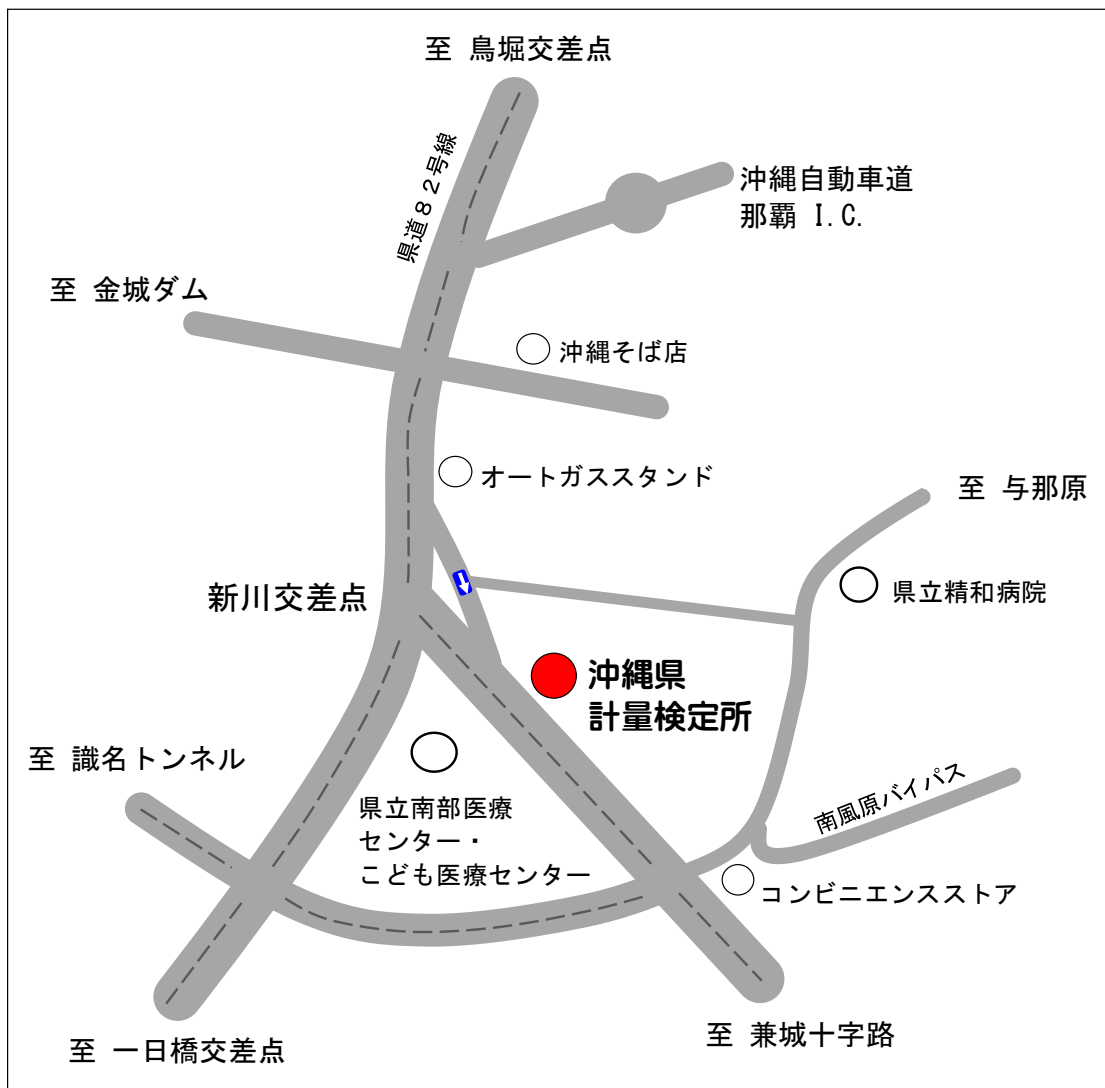
イ. 水道メーター検定個数の推移



ウ. はかり定期検査個数の推移



沖縄県計量検定所案内図



計 量 業 務 の 概 要

令和6年度版
(令和5年度実績)

令和7年3月発行

沖縄県計量検定所

〒901-1105 沖縄県南風原町字新川 272-5

電話 (098)-889-2775

FAX (098)-889-1981